

東京都外来医療計画 素案

令和元年12月25日（水曜日）
島しょ地域医療構想調整会議 時点
－島しょ分抜粋－

関係行政機関、関係団体との調整が必要な事項については、別途調整予定

第1部第3章

「二次保健医療圏ごとの状況」

(13) 島しょ

(大島町・利島村・新島村・神津島村・三宅村・御蔵島村・八丈町・青ヶ島村・小笠原村)



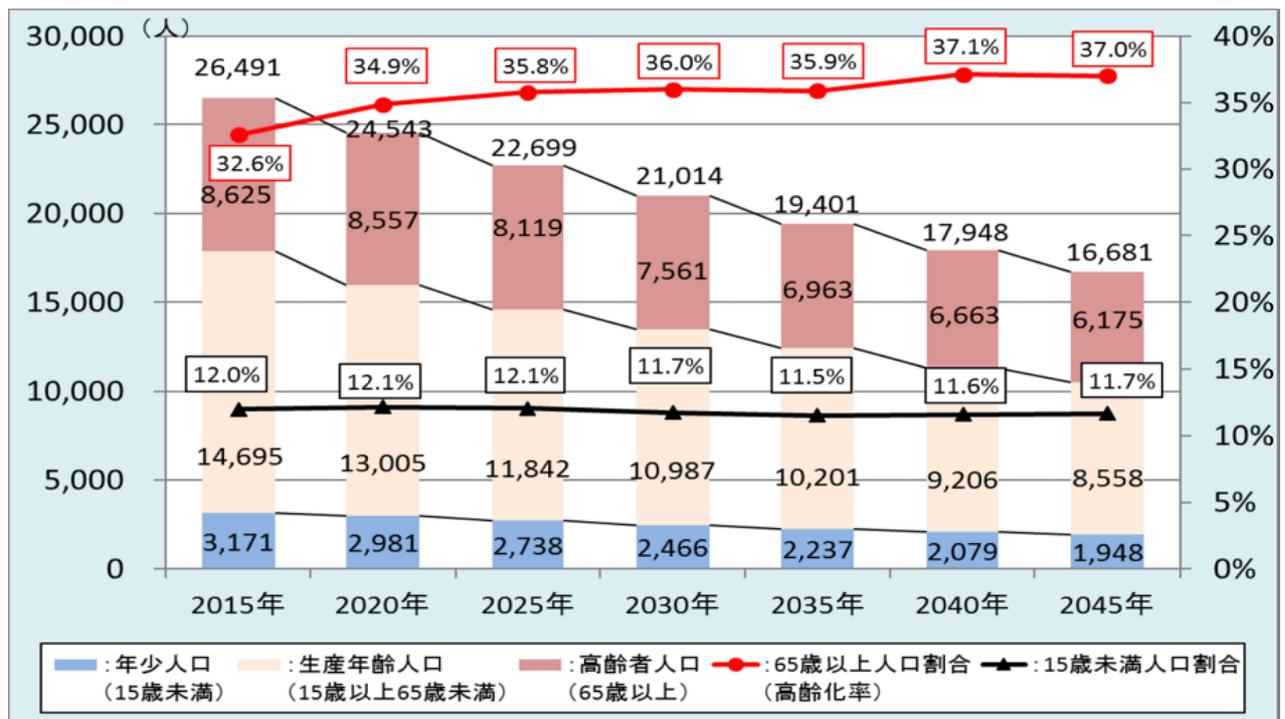
13 島しょ

(1) 人口・面積・人口密度

(人口) 25,353 人・(面積) 401.77 km²・(人口密度) 63 人/km²

(2) 人口高齢化率の推移

- 島しょの人口は減少を続け、2035 年に 2 万人を割り込み、2045 年までに約 1.6 万人となる見込みです。
- 高齢化率は2025年に35%を超え、その後も高い水準で推移していくことが予測されています。



(3) 外来医療の状況

① 外来医師偏在指標

149.3 (全国第7位/全国335医療圏中) ⇒上位33.3%のため、**外来医師多数区域に該当**
 ※指標上、△き地等の地理的条件については勘案されていない

② 外来患者延数

(人/月)

圏域名	外来患者延数	
	(病院)	(診療所)
島しょ	4,102	11,047

- 島しょにおける、月あたりの外来患者延数は約 15,000 人であり、その内訳は病院患者が約 4,000 人、診療所患者が約 1 万 1 千人となっています。

③ 外来施設数

(施設)

圏域名 及び町村名	外来施設数	
	(病院)	(診療所)
島しょ	1	13
	(内訳)	
大島町	0	2
利島村	0	1
新島村	0	3
神津島村	0	1
三宅村	0	1
御蔵島村	0	1
八丈町	1	1
青ヶ島村	0	1
小笠原村	0	2

- 島しょにおける外来施設は、病院が八丈町に1施設あります。また、診療所は計13施設あり、新島村が3施設、大島村と小笠原村が2施設、その他の町村はそれぞれ1施設あります。

④ 外来医療機能別の状況（一覧）

夜間・休日における初期救急医療	
	<ul style="list-style-type: none"> 島しょにおける時間外外来患者延数は652.3人/月である。 内訳は病院患者が203.7人、診療所患者が448.6であり、診療所の患者延数が病院の約2倍となっている。 島しょにおける診療所の時間外外来施設数は11.1施設/月である。
在宅医療	
	<ul style="list-style-type: none"> 島しょにおける往診患者数は43.1人/月、訪問診療患者延数は142.7人/月である。 島しょにおける往診実施施設数は7.8施設/月、訪問診療実施施設数は4.9施設/月であり、実施施設は共に全て診療所である。

⑤ 外来医療機能別の状況（データ）

ア 夜間・休日における初期救急医療

<時間外等外来患者延数>

(人/月)

圏域名	時間外等外来患者延数	
	(病院)	(診療所)
島しょ	203.7	448.6

<時間外等外来施設数（月平均施設数）>

(施設/月)

圏域名	時間外等外来施設数	
	(病院)	(診療所)
島しょ	*	11.1

イ 在宅医療

<往診及び訪問診療患者延数>

(人/月)

圏域名	往診患者延数		訪問診療患者延数	
	(病院)	(診療所)	(病院)	(診療所)
島しょ	0.0	43.1	0.0	142.7

<往診及び訪問患者診療実施施設数（月平均施設数）>

(施設/月)

圏域名	往診実施施設数		訪問診療実施施設数	
	(病院)	(診療所)	(病院)	(診療所)
島しょ	0.0	7.8	0.0	4.9

(4) 医療機器の状況

① 調整人口当たり台数

	調整人口当たり台数(台/10万人)				
	CT	MRI	PET	マンモグラフィー	放射線治療 (体外照射)
全国	11.1	5.5	0.46	3.4	0.91
東京都	9.2	4.8	0.49	3.5	1.43
島しょ	22.7	3.4	0.00	0.0	0.00

② 医療機器の共同利用方針

5種共通（CT、MRI、PET、マンモグラフィー、放射線治療）

- 連携する医療機関との間で共同利用を進める。
- 保守点検を徹底し安全管理に努める。
- 検査機器の共同利用にあたっては、画像情報、画像診断情報の共有に努める。

各種データの定義について

(1) 人口・面積・人口密度

- ・東京都総務局「東京都の人口（推計）（補正）」（平成31年1月1日現在）

(2) 人口高齢化率の推移

- ・総務省「国勢調査」（平成27年）
- ・国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」及び「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

(3) 外来医療の状況

② 外来患者延数（人/月）

- ・外来患者数（全国、東京都及び二次保健医療圏）
NDB データにおける医科レセプト（入院外）において、平成29年4月から30年3月までの間に初診・再診、外来診療料、小児科外来診療料、小児かかりつけ診療料、及び往診・在宅訪問診療の診療行為の各月における算定回数の平均値
- ・外来患者数（区市町村）
上記の二次保健医療圏ごとの外来患者数（NDB データ）を、厚生労働省「医療施設調査（平成26年）」における、各区市町村の外来患者数割合で案分し、区市町村別の外来患者数を推計
- ・人口
総務省「平成30年1月1日住民基本台帳年齢階級別人口（市区町村別）（総計）」

③ 外来施設数（施設/月）

- ・外来施設数（全国、東京都及び二次保健医療圏）（※）
NDB データにおける医科レセプト（入院外）において、平成29年4月から30年3月までの間に初診・再診、外来診療料、小児科外来診療料、小児かかりつけ診療料、及び往診・在宅訪問診療の診療行為が算定された病院数及び診療所数の平均値
- ・外来施設数（区市町村）（※）
上記の二次保健医療圏ごとの外来施設数（NDB データ）を、厚生労働省「医療施設調査（平成26年）」における、各区市町村の外来施設数割合で案分し、区市町村別の外来施設数を推計
- ・人口
総務省「平成30年1月1日住民基本台帳年齢階級別人口（市区町村別）（総計）」

（※）島しょ圏域における二次保健医療圏及び区市町村の外来施設数は、関東信越厚生局への届出情報（令和元年10月1日時点）を集計

⑤ 外来医療機能別の状況（データ）

ア 夜間・休日における初期救急医療

<時間外等外来患者延数>（人/月）

- 時間外等外来患者延数（全国、東京都及び二次保健医療圏）（人/月）

NDB データにおける医科レセプト（入院外）において、平成 29 年 4 月から 30 年 3 月までの間に初診・再診、外来診療料、小児科外来診療料、小児かかりつけ診療料の時間外等加算（時間外、夜間、休日、深夜）の診療行為の各月における算定回数の平均値

- 時間外等外来患者延数（区市町村）

上記の二次保健医療圏ごとの時間外等外来患者延数（NDB データ）を、厚生労働省「医療施設調査（平成 26 年）」における、各区市町村の外来患者数割合で案分し、区市町村別の時間外等外来患者延数を推計

- 人口

総務省「平成 30 年 1 月 1 日住民基本台帳年齢階級別人口（市区町村別）（総計）」

<時間外等外来施設数>（施設/月）

- 時間外等外来施設数（全国、東京都及び二次保健医療圏）

NDB データにおける医科レセプト（入院外）において、平成 29 年 4 月から 30 年 3 月までの間に初診・再診、外来診療料、小児科外来診療料、小児かかりつけ診療料の時間外等加算（時間外、夜間、休日、深夜）の診療行為が算定された病院数及び診療所数の平均値

- 時間外等外来施設数（区市町村）

上記の二次保健医療圏ごとの時間外等外来施設数（NDB データ）を、厚生労働省「医療施設調査（平成 26 年）」における、各区市町村の外来施設数割合で案分し、区市町村別の時間外等外来施設数を推計

- 人口

総務省「平成 30 年 1 月 1 日住民基本台帳年齢階級別人口（市区町村別）（総計）」

<時間外対応施設割合>

- 「時間外対応施設割合」の計算式

$$\text{時間外対応施設割合} = \frac{\text{時間外等外来施設数}}{\text{外来施設数}}$$

- 外来施設数

NDB データにおける医科レセプト（入院外）において、平成 29 年 4 月から 30 年 3 月までの間に初診・再診、外来診療料、小児科外来診療料、小児かかりつけ診療料、及び往診・在宅訪問診療の診療行為が算定された病院数及び診療所数の平均値

イ 在宅医療

<往診及び訪問診療患者延数> (人/月)

- 往診患者延数 (全国、東京都及び二次保健医療圏)

NDB データにおける医科レセプト (入院外) において、平成 29 年 4 月から 30 年 3 月までの間に往診の診療行為の各月における算定回数の平均値

- 訪問診療患者延数 (全国、東京都及び二次保健医療圏)

NDB データにおける医科レセプト (入院外) において、平成 29 年 4 月から 30 年 3 月までの間に在宅患者訪問診療の診療行為の各月における算定回数の平均値

- 往診及び訪問診療患者延数 (区市町村)

上記の二次保健医療圏ごとの往診及び訪問診療患者延数 (NDB データ) を、厚生労働省「医療施設調査 (平成 26 年)」における、各区市町村の往診及び訪問診療実施件数でそれぞれ案分し、区市町村別の往診及び訪問診療患者延数を推計

- 人口 (75 歳以上人口)

総務省「平成 30 年 1 月 1 日住民基本台帳年齢階級別人口 (市区町村別) (総計)」

<往診及び訪問診療実施施設数> (施設/月)

- 往診実施施設数 (全国、東京都及び二次保健医療圏)

NDB データにおける医科レセプト (入院外) において、平成 29 年 4 月から 30 年 3 月までの間に往診の診療行為が算定された病院数及び診療所数の平均値

- 訪問診療実施施設数 (全国、東京都及び二次保健医療圏)

NDB データにおける医科レセプト (入院外) において、平成 29 年 4 月から 30 年 3 月までの間に在宅患者訪問診療の診療行為が算定された病院数及び診療所数の平均値

- 往診及び訪問診療実施施設数 (区市町村)

上記の二次保健医療圏ごとの往診及び訪問診療実施施設数 (NDB データ) を、厚生労働省「医療施設調査 (平成 26 年)」における、各区市町村の往診及び訪問診療実施施設数割合でそれぞれ案分し、区市町村別の施設数を推計

- 人口 (75 歳以上人口)

総務省「平成 30 年 1 月 1 日住民基本台帳年齢階級別人口 (市区町村別) (総計)」

ウ その他の医療機能

<予防接種提供医療機関数> (施設)

※ 各区市町村の公表資料を基にしているため、公表状況によっては記載がない場合がある。

- 予防接種提供医療機関

各区市町村の公表資料「定期・任意予防接種 指定医療機関名簿」等

- 人口 (5 歳未満人口)

総務省「平成 31 年 1 月 1 日住民基本台帳年齢階級別人口 (市区町村別) (総計)」

(4) 医療機器の状況

① 調整人口当たり台数

- ・「調整人口当たり台数」の計算式

$$\text{○調整人口当たり台数} = \frac{\text{地域の医療機器の台数}}{\frac{\text{地域の人口}}{10万} \times \text{地域の標準化検査率比(※1)}}$$

$$\text{(※1) 地域の標準化検査率比} = \frac{\text{地域の性年齢調整人口当たり期待検査数(外来※2)}}{\text{全国の人口当たり期待検査数(外来)}}$$

$$\text{(※2) 地域の人口当たり期待検査数} = \frac{\sum \left\{ \frac{\text{全国の性年齢階級別検査数(外来)}}{\text{全国の性年齢階級別人口}} \times \text{地域の性年齢階級別人口} \right\}}{\text{地域の人口}}$$

・医療機器の台数

厚生労働省「医療施設調査（2017年）」より以下の項目を集計

CT：病院票及び一般診療所票の「マルチスライスCT」、「その他のCT」の合計装置台数

MRI：病院票及び一般診療所票の「3.0テスラ以上」、「1.5テスラ以上 3.0テスラ未満」、「1.5テスラ未満」の合計装置台数

PET：病院票及び一般診療所票の「PET」、「PETCT」の合計装置台数

マンモグラフィー：病院票及び一般診療所票の「マンモグラフィー」の装置台数

放射線治療（体外照射）：病院票の「リニアック・マイクロトロン」、「ガンマナイフ・サイバークナイフ」の合計装置台数
一般診療所票の「ガンマナイフ・サイバークナイフ」の都道府県別の装置台数を参考に、平成29年度NDBデータの年間算定回数から「リニアック・マイクロトロン」、「ガンマナイフ・サイバークナイフ」の合計台数を推計した。

・人口

総務省「平成30年1月1日住民基本台帳年齢階級別人口（市区町村別）（総計）」

・検査数

平成29年度（平成29年4月から翌年3月まで）NDBデータの医科レセプト及びDPCレセプトから以下の診療行為コードに該当する算定回数を抽出し、年間算定回数をそれぞれの医療機器の検査数とした。

CT：CT撮影（その他）、CT撮影（16列以上64列未満マルチスライス型機器）、脳槽CT撮影（造影含む）、CT撮影（4列以上16列未満マルチスライス型機器）、CT撮影（64列以上マルチスライス型機器）（その他）及びCT撮影（64列以上マルチスライス型機器）（共同利用施設）

MRI：MRI撮影（その他）、MRI撮影（1.5テスラ以上の機器）、MRI撮影（3テス

ラ以上の機器) (その他) 及びMRI 撮影 (3テスラ以上の機器) (共同利用施設)
PET : ポジトロン断層撮影 (18FDG使用) 及びポジトロン・コンピューター断層複合撮
影 (18FDG使用)
マンモグラフィー : 乳房撮影 (アナログ撮影) 及び乳房撮影 (デジタル撮影)
放射線治療 (体外照射) : ガンマナイフによる定位放射線治療、直線加速器による放射線治療 (定
位放射線治療)、直線加速器による放射線治療 (定位放射線治療・体幹部
に対する) 及び直線加速器による放射線治療 (1 以外)